

経済センサス - 活動調査の変更に関する審議の経過と その際に出された意見について

今回、2回目の実施となる平成28年経済センサス - 活動調査に係る調査計画の変更について、審議を行いました。

この審議の途中で「労働者の区分等に関する取扱い」及び「消費税に係る集計方法の取扱い」に関する2つのガイドラインが公表されました。これらのガイドラインの内容に関しては、前回の委員会で説明があり、質疑応答のまとめとして「部会では、ガイドラインそのものを議論するわけではないが、その精神と統計作成者の立場との問題を突き合わせながら審議していただきたい。」とされました。

このうち、「労働者の区分等に関する取扱い」については、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」の精神を踏まえて、常用雇用者に関する調査事項の修正を求めるとともに、「今後の課題」として「今後の同ガイドラインの更なる検討状況も勘案しつつ、検討していく必要がある。」としております。これは、今回ガイドラインで示された労働者の区分は統計基準ではありませんが、本調査が包括的な産業構造の把握とともに他の統計調査の母集団情報をよりの確に整備することを目的としており、他の調査への影響が大きいと判断したことによります。

また、「消費税に係る集計方法の取扱い」については、今回、経理項目のうち消費税抜きで記入されたものを消費税込みに補正して集計する方法に変更する旨の計画が示されました。集計方法そのものは平成23年産業連関表を作成する際に用いられた手法を基礎にしたものであること、さらに答申にありますとおり、①今回の調査実施者の対応は「統計調査における売上高等の集計に係るガイドライン」に適合しているものであること、②報告者が記入する際の消費税の取扱いをより正確に把握するものであること、③経理項目について消費税込みに統一した形で集計・公表を行うことにより、精度の向上及び正確性の確保並びに利用者の利便性の向上に資すると考えられること、の3つの理由から、部会として適当と判断いたしました。

これに関連し、部会審議におきまして、複数の委員から、「今回のガイドラインの内容は、第Ⅱ期基本計画に掲げられた事項への取組として高く評価するものの、ガイドラインで示された消費税込みに統一するための補正手法については、平成28年調査の結果を踏まえ、事後的な検証も必要ではないか。」との御意見がございました。

私としても、消費税込みに統一するための補正手法について事後的な検証は必要と考えており、経済センサス - 活動調査だけではなく、政府統計全体の取組として進める方がよりよいのではないかと考えております。

また、部会審議の中では、企業の内部取引額の把握に係る議論に関連して、委員から、第Ⅱ期基本計画においても指摘をされている「企業グループについての情報の把握の重要性」について、御意見がございました。

私としては、これらの論点について、今後、統計委員会においても議論すべき事項と考える次第です。

以上、報告します。

平成 27 年 6 月 25 日

廣松 毅